

(6) みなし労働時間制

みなし労働時間制を採用している企業数割合は9.8%(前年8.1%)となっている。企業規模別には、1,000人以上が23.2%、300～999人が19.4%となっており、産業別には情報通信業が24.0%、卸売・小売業が18.0%、不動産業が17.3%とやや高くなっている。みなし労働時間制を採用している企業数割合を種類別(複数回答)にみると、「事業場外労働のみなし労働時間制」が8.6%、「専門業務型裁量労働制」が2.5%、「企画業務型裁量労働制」が0.5%となっている(第8表)。

第8表 みなし労働時間制の有無、種類別採用企業数割合

年・企業規模・産業	全企業	みなし労働 時間制を 採用している	(複数回答)			みなし労働時 間制を採用し ていない
			事業場外労働のみなし 労働時間制	専門業務型裁 量労働制 ¹⁾	企画業務型裁 量労働制 ²⁾	
計	100.0	9.8	8.6	2.5	0.5	90.2
1,000人以上	100.0	23.2	20.3	7.3	1.9	76.8
300～999人	100.0	19.4	17.2	4.1	0.7	80.6
100～299人	100.0	11.1	10.1	2.8	1.0	88.9
30～99人	100.0	8.1	6.9	2.2	0.3	91.9
鉱業	100.0	5.6	5.6	-	-	94.4
建設業	100.0	4.8	4.7	2.6	0.1	95.2
製造業	100.0	7.5	5.9	2.8	0.4	92.5
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	1.9	1.9	-	-	98.1
情報通信業	100.0	24.0	17.0	16.3	4.1	76.0
運輸業	100.0	8.2	8.2	0.0	-	91.8
卸売・小売業	100.0	18.0	17.3	1.1	0.6	82.0
金融・保険業	100.0	8.4	8.4	1.5	0.9	91.6
不動産業	100.0	17.3	16.4	0.8	0.8	82.7
飲食店、宿泊業	100.0	3.5	3.5	0.0	0.0	96.5
医療、福祉	100.0	7.8	6.6	1.4	-	92.2
教育、学習支援業	100.0	4.0	4.0	-	0.1	96.0
サービス業 (他に分類されないもの)	100.0	6.8	4.9	2.8	0.6	93.2
平成11年 ³⁾	100.0	9.2	8.5	1.9	・	90.8
13	100.0	8.2	7.4	1.7	0.4	91.8
14	100.0	8.4	7.0	1.2	0.9	91.6
15	100.0	8.1	7.3	1.4	0.3	91.9

(注) 1) 「専門業務型裁量労働制」は、平成11年まで「裁量労働のみなし労働時間制」として調査していたものである。

2) 「企画業務型裁量労働制」は平成12年4月より施行されている。

3) 調査期日は、平成11年以前は12月末日現在、平成13年から1月1日現在であり、調査年を表章している。